

Tel: 099-285-7285 Fax: 099-285-7286

Mail: ka-kumiai@leaf.ocn.ne.jp HP: <http://ka-kumiai.jp/>

2024年度教職組中央執行委員長挨拶……………1p

団体交渉報告……………1p- 4p

食事会開催のお知らせ……………4p

2024年度 中央執行委員長挨拶

2024年度の中央執行委員長を拝命しました農獣医支部の下桐猛です。今回拝命することになった理由は断る理由が見つからなかった(直近2年間は私が急に教員1人態勢になったことなどイベントが重なって業務多忙でしたが、いろいろ落ち着いちゃって断れませんでした。。)からという極めて消極的な委員長ですが、1年間どうぞよろしくお願ひいたします。私と中央執行委員会とのかかわりは2016年度に支部選出委員として学習会担当を経験させていただいた以来で、本当にしばらくぶりがかつ重職を担うことになり、身の引き締まる思いです。この間、6月25日に団体交渉、7月5日に定期総会に出席し、現在の労働環境の課題と執行部の回答、昨年までの活動等について詳しく知る機会を得ました。詳細は後述されますが、学長や理事の出席の中、給与や手当の適切な支給や有期雇用者の無期転換といった非常に重要な課題を議論できる団体交渉は組合の特権であり、貴重な時間だと認識できました。いずれの課題もすべてを円満に解決するのは困難ですが、丹羽書記長をはじめとする中執委員の先生方や組合員の皆様のお知恵やお力を拝借しながら、交渉を継続して、少しでも前に進められるように微力ながら取り組めればと思います。鹿児島大学の職場環境をよりよくするために、引き続き、皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

2024年度第1回(兼2023年度第1回)団体交渉報告

鹿児島大学教職員組合 書記長 丹羽佐紀(教育学部支部)

鹿児島大学教職員組合(以下、鹿大教職組)は、2024年2月21日(水)付で国立大学法人鹿児島大学(以下、鹿児島大学)に団体交渉申し入れを行った。大学への要求項目は全部で6項目となった。(各要求項目内容の詳細については鹿児島大学教職員組合HPを参照のこと。)その結果、2024年6月25日(火)16時10分より、鹿大教職組中央執行委員と鹿児島大学執行部による「2024年度第1回団体交渉(学長交渉)」を実現させた。鹿児島大学執行部からは、佐野学長、橋本理事(総務担当)、坂巻学長補佐(総務・人事・広報担当)、藤澤事務局長、原総務部長、澤田学生部長、横枕人事課長、東研究協力課長、松元経理課長、宮野大学病院事務部総務課長、他8名(敬称略、計18名)、鹿大教職組からは、下桐2024中央執行委員長(農獣医)、安楽2023副委員長(水産)、赤木2023書記次長(農獣医)、山口2023/2024執行委員(桜ヶ丘)、一谷2024執行委員(農獣医)、岩元組合員(理)、桑水流組合書記、丹羽(2023中央執行委員長/2024書記長・教育)(敬称略、計8名)が出席した。

今年度第1回目の対面交渉では、時間の都合上、事前に鹿児島大学から配付された回答文書のうち、鹿大教職組側から直接口頭にて交渉に臨みたい項目を大括りで下記の5つに絞った。

- ① 2. 給与の適切な支給
 - (2-A) 特殊勤務手当等の改定と業務の見直しについて
 - (2-B) 本学の年俸制に関する合理性のエビデンス
 - (2-C) 大学院手当(本給の調整額)の改善



(2-D) 本学で旅費支給額の増額を可能とする仕組みをつくること

② 5. 子連れ出張に対する支援体制について

③ 1. 事務手続きの簡略化・合理化

(1-C) 提出書類の活用法と効果の開示

④ 3. 有期雇用職員の雇用対応について

⑤ 4. 学内での教材作成に関する著作権及び労働量に係る改善

以下に、当日話し合われた5項目についての概要を報告する。

2-A. 特殊勤務手当等の改定と業務の見直しについて

桜ヶ丘事業場における多くの部署で、「常勤、非常勤に関わらず平日の勤務時間外、土日、祝祭日、各種の休暇にオンコールによる待機勤務が課されている。」「実際の休日出勤は年に一桁である」のに、現実には拘束日数が多く実態に見合っていないことから、鹿大教職組は鹿児島大学に、「オンコール待機について適切な手当の支給や、不要な業務を中止するなどの見直し」を要求した。鹿児島大学からは、緊急時の呼び出しは「輪番制を採用しており、待機場所の指定及び輪番制の日の拘束は無く、実際に労働者は過ごし方を自由に決めることができる」ため、「労働時間には該当しないものと整理し、手当の支給義務は無い」との判断であると回答があった。

鹿大教職組は対面交渉において、実際には病理解剖を始め多くの医療業務が複数の人物で為されており単独の判断で自由に動くのが困難であること、呼び出しを拒否するのは事実上難しいこと、他業種における類似の案件でも「スタンバイ状態が労働時間に当たる」と2002年に最高裁で判断されている事例がある（*「朝日新聞」2024年6月18日付13面オピニオン&フォーラム「業務外つながらぬ権利を」の記事から引用）ことなど、現場の実態に対する大学側の理解が不十分であることを指摘した上で、早急に業務の在り方を改善するよう大学側に求めた。

2-B. 本学の年俸制に関する合理性のエビデンス

鹿大教職組は、前回の団体交渉で「新年俸制の導入による成果の検証と評価を行なう」ことを鹿児島大学に求めていたため、今回の対面交渉において、現時点での状況について大学側の具体的な説明を求めた。鹿児島大学からは、「新年俸制を導入してから5年を経過しておらず、昇給に係る5年間の業績評価が行なわれていないため、全体としての検証にはまだ至っていない」との回答があった。新年俸制は多くの教員、特にこれから昇任を希望する教員にとって、今後の年収や職位に大きく影響を及ぼす制度改変であり、その検証結果は全て明らかにされなければ



ならない。鹿大教職組は対面交渉において、5年を経過した時点でその検証結果を必ず全ての教職員に開示するよう鹿児島大学に求めた。本件について、鹿大教職組は今後も鹿児島大学に対し、継続して情報開示を要求していく。また新年俸制が導入されている他大学の教職員組合とも、それぞれの大学の状況について情報を共有していくこととする。

2-C. 大学院手当(本給の調整額)の改善

鹿大教職組は、大学院手当について「業務の実態に見合った本給調整数となるよう」鹿児島大学に改善を求めた。鹿児島大学からは、「本給の調整額はあくまで「本給」として支給するもの」で、「各種手当や退職手当の算定の基礎に含まれるもの」として算出しており、その「支給基準は法人化前の通達に則り取り扱っている」との回答があった。鹿大教職組は対面交渉において、一定の業務に従事し実際に時間的拘束を受けているにも関わらず、それが手当等に反映されていない状況に不公平感を抱く教員が少なからずいる現状を鹿児島大学に説明し、手当支給が業務実態に見合ったものになるよう改善を要求した。

2-D. 本学で旅費支給額の増額を可能とする仕組みをつくること

本学において教職員が出張する際、現実には旅費支給額が十分でなく「旅費の一部自己負担を強いられている状況が発生している。」また「委任経理金・科研費等の外部資金を、出張旅費に充当する場合にも、教職員の旅費一部自己負担が生じている。」さらに「本学では、大学から旅行命令が発せられ、教職員が出張している。」本学が現在の国立大学法人鹿児島大学旅費支給規則を適用していく限り、本来であれば「委任経理金・科研費等の外部資金を出張旅費に充当できるはずの教職員が、実費に満たない旅費の受領を甘受させられている事態は続くことになる。」このような状況は、自己負担の重荷により結果として教職員の研究意欲を著しく低下させる要因となる。鹿大教職組は、実費に見合った旅費が支給されるよう支給額の増額を鹿児島大学に求めた。鹿児島大学からは、昨今の物価高騰に伴い本学でも「旅費の自己負担が発生していることは認識しており、「実勢との乖離を解消すべく、現在、財務部において旅費支給規則等改正の検討を行なっている」との回答があった。

対面交渉でも、国が現在、旅費法改正法案で旅費計算の方法を変更する方向で検討を行っていることから、その動向を注視し、「旅行者の自己負担を減らすための仕組みを構築する」との鹿児島大学の説明があった。鹿大教職組は、この回答通りに支給額の増額がきちんとなされるかどうか注視していくことにしたが、2024年7月22日付で鹿児島大学から旅費支給増額に係る全学への通知がなされたことをひとまず確認した。

5. 子連れ出張に対する支援体制について

鹿大教職組は、上記(2-D)「本学で旅費支給額の増額を可能とする仕組みをつくること」と併せて、子の出張帯同に係る支援体制を整備するよう鹿児島大学に求めた。「出張に子が帯同する場合、子供の交通費がかかり、研究者が自費で支払っているのが現状である。また遠方の親戚や実家に子供を預ける場合



は本来の出張とは別経路となるため、研究者自身の交通費も支給されない。このように子連れ出張は金銭と時間の負担が大きく、研究実施や研究発表のための出張そのものを諦める場合が多いが、それにより研究者本人の業績蓄積に非常に不利になっている。」本件については、既に他大学では支援体制が整備される事例が増えてきている。鹿児島大学からは、「今後検討していく」との回答があったが、「今後の幅広い研究支援のためにも大学の予算で何らかの対応措置を検討する」ことが重要である。鹿大教職組として引き続き鹿児島大学の対応を注視していく。

1-C. 提出書類の活用法と効果の開示

科研費に応募しなかった際に提出しなければならない理由書のうち、特に体調不良である場合について、「体調不良の内容を第三者が一方的にランクづけ・差別化することは大きな問題」である。また病名、病状、治療の状況などを赤裸々に告白してその深刻さが認められないと、研究費控除免除の対象とならないことや、そもそも個人の病気といったプライバシーに関わる内容を、会議の場で審査委員が全員で逐一詳細に吟味するのは、プライバシーの著しい侵害に当たる。このため鹿大教職組は、非応募理由の記入方法等の在り方を改善するよう鹿児島大学に求めた。鹿児島大学からは、現在の審査方法の説明があったのみで、プライバシーの侵害をどう考えているのかについて回答がなかった。そこで対面交渉において、鹿大教職組は再度、要求内容を説明した上で強く改善を求めた。鹿児島大学からは、今後は理由書の記入方法について、個人情報に係る部分に配慮した方法に改めるよう検討するとの回答があった。本件については、病気の詳細といったプライバシーに係る記述を、科研費応募という、本来の基本業務と直接関係のない場で強要しているという点で、大きな問題である。今後、鹿児島大学がどれだけ個人のプライバシーへの配慮をするべく改善へ向けた努力をしていくのか、鹿大教職組は引き続き注視していく。

3. 有期雇用職員の雇用対応について

鹿大教職組は、有期雇用職員の無期雇用化への促進を毎回鹿児島大学に要求しているが、鹿児島大学からはその度に「慎重に判断する必要がある」といった同じ回答しか返ってこない。「能力ある職員が継続して雇用されるための体制」を整えることは「仕事の流れを円滑にし、職場の労働環境全体の改善にも大きく貢献するはず」であり、「慎重な判断を理由に、改善へ向け何も対処しないとすれば、それは大学執行部の経営手腕に課題があるということでもある。」本件について鹿大教職組は、対面交渉でも改めて鹿児島大学に改善を求めた。



また今回、鹿大教職組は、「全学的な無期転換制度の周知と、わかりやすい手続きの整備および、各部局の無期転換ルールへの提示・開示」も鹿児島大学に求めたが、それは次のような理由による。「鹿児島大学における期間の定めのない非常勤職員に関する審査基準」によると、「所属部署の長からの推薦があった者」については審査を実施し無期雇用転換でき、「部局での審査方法については部局で定める」とあるが、「この部局の審査方法は当時者に知らされておらず不明で、そのような一定の部局ルールが存在するののかも不明である。また推薦制度自体、当事者が誰も知らない部局もある。その場合、有期雇用職員は、自力でこの情報に辿り着き上司に推薦を依頼しなければ、無期転換するチャンスはない。鹿児島大学は、制度は整備されていると繰り返し回答しているが、何ら整備されていない部局がある旨、当時者から報告を受けている。」このような実態は、無期雇用への転換を希望する有期雇用職員にとって著しく不利益な状況を作り出しており、完全に制度の不備と言わざるを得ず、到底容認し難い。鹿大教職組は対面交渉で、鹿児島大学に対し早急に抜本的改善を行うよう強く要求した。

鹿児島大学からは、無期転換雇用について相変わらずのゼロ回答であった。また無期転換ルールの規程等が定められている部局が、事務局・医学部・農学部・共同獣医学部・医師学総合研究科・鹿児島大学病院・総合研究博物館・先端科学研究推進センター・埋蔵文化財調査センターのみに限られていることも鹿児島大学の回答にあった。鹿大教職組は対面交渉で、まずは無期転換ルールについて、全学の部局に対し職員への周知徹底を即時促すよう鹿児島大学に求めた。本件については組合各支部でも、無期転換ルールが定められていない部局については学部長交渉で直接働きかけていくことが重要である。

鹿児島大学からは、無期転換雇用について相変わらずのゼロ回答であった。また無期転換ルールの規程等が定められている部局が、事務局・医学部・農学部・共同獣医学部・医師学総合研究科・鹿児島大学病院・総合研究博物館・先端科学研究推進センター・埋蔵文化財調査センターのみに限られていることも鹿児島大学の回答にあった。鹿大教職組は対面交渉で、まずは無期転換ルールについて、全学の部局に対し職員への周知徹底を即時促すよう鹿児島大学に求めた。本件については組合各支部でも、無期転換ルールが定められていない部局については学部長交渉で直接働きかけていくことが重要である。

4. 学内での教材作成に関する著作権及び労働量に係る改善

「教員が作成した動画等の授業用教材が、作成者本人への説明や同意なしに他の教員に無断で使用されたり、またアレンジを施して別の年度に使われるといったことが学内で起っている。」鹿大教職組は鹿児島大学に対し、「学内でも著作権を守るための仕組みが必要」であるとして、「授業用教材作成全般に係る明確な規定」を設けるよう求めた。鹿児島大学からは、本学の教職員やワーキンググループが作成した教材等の著作権について、「全般を網羅する規則等が現時点で定められていない」ことを認めた上で、「学生部、社会連携課及び知的財産・リスクマネジメントユニットを中心に、まずは著作権法の確認等、現状把握を行った上で、今後の対応についての検討を進める」との回答があった。対面交渉でも同様の説明があったが、本件について早急に改善がなされるよう、鹿大教職組として鹿児島大学へ引き続き改善を要求していく。

農学部・共同獣医学部支部企画

教職員の交流・暑気払いの食事会開催について



お誘いあわせのうえ
ぜひご参加ください！

8月23日(金)夕に農学部・獣医学部周辺で開催予定です。詳細については後日お知らせします。農学部・共同獣医学部支部以外の組合員も参加していただき、交流したいと思います。飛び入り参加も歓迎ですが、人数把握のため、確実に参加される方は8月19日(月)までにお知らせいただくと幸いです。

参加申込・お問い合わせ先：農・獣医学部支部 一谷 メール ichitani@agri.kagoshima-u.ac.jp